

令和8年9月10日

第3回水俣市農業委員会

第3回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和8年9月10日
開会 9時30分
閉会 9時57分
- 3 出席委員
農業委員 14名
1番 坂本 隆司 君 8番 廣島 康雄 君
2番 中村 清治 君 9番 山内 英明 君
3番 山下 隆敏 君 10番 洲上 正嗣 君
4番 前田 仁 君 11番 寒川 勝 君
5番 竹本 義幸 君 12番 西本 和代 君
6番 戸次 治夫 君 13番 鬼塚 浩三 君
7番 稲田 祐市 君 14番 金田一充章 君
推進委員 13名
15番 宮森 功房 君 23番 松本 公昭 君
16番 緒方 康洋 君 24番 森下 義孝 君
17番 小形 哲哉 君 25番 坂口 新一 君
18番 嶋田 一成 君 26番 友田 真美 君
19番 岡本 成道 君 27番 吉井 和久 君
20番 中村 幸充 君 28番 古里敬一郎 君
21番 山田 秀幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 1名 22番 嶽本 理一 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議第7号 農地法第3条の許可申請について
議第8号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 6 農業委員会事務局
局 長 緒方 卓也
次 長 遠山 悦史
主 任 竹下 侑志
主 任 中牟禮 和也
主 任 洲上 静（欠席）

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第3回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日の出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、6番、戸次委員、7番、稲田委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、13名です。 欠席者は、22番、嶽本委員です。 議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、3番、山下委員にお願いします。
3番委員 (山下隆敏君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
議 長	ありがとうございました。 本日の報告事項はありませんので、只今より議事に入ります。 議第7号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
8番委員 (廣島康雄君)	はい、議長。
議 長	はい、8番、廣島委員にお願いします。
8番委員	農地法第3条の許可申請について、説明いたします。 議案書は、2ページです。 譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳田、現況畑です。 面積は、395㎡です。 申請地は、譲渡人が、自分は農業が出来ないので、譲受人にお願いしますとの事でした。 譲受人は、現在も畑を管理しており、茄子、おくら、ピーマン等を作付けしておられました。 地図は、3ページです。 周りも水田なのですが、ここも譲受人の水田でした。 現地調査を9月2日に、事務局1名、小形推進委員、私の3名で行いました。 以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいた

	します。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第7号、農地法第3条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第7号、農地法第3条の許可申請について、は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第8号、農用地利用集積等促進計画(案)について、を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
13番員 (鬼塚浩三君)	はい、議長。
議 長	はい、13番、鬼塚委員をお願いします。
13番委員	議第8号、農用地利用集積等促進計画(案)の1番について、説明いたします。 議案書は、5ページをご覧ください。 熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転貸人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のと通りの4筆です。 面積は、4筆合計で6,161㎡です。 始期終期は、令和8年11月1日から令和18年10月31日までの10年間となっています。 利用目的は、果樹です。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 転借人の経営面積は、自作地で、11,956㎡となっており、農業従事者は、本人と両親の合計3名です。 転借人は、デコポンのハウス、甘夏、露地デコポンを作っておら

	れ、５０歳前後と若く、農地面積を広げておられて、今後、水俣の農業を守っておられる存在だと思われます。 申請地は、８ページをご覧ください。 ９月２日に、中村委員と園地確認に行きました。 剪定、また摘果がきちんと行われており、甘夏生産に力を入れているというのが見受けられました。 よって、農地中間管理事業推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	新規の２番から１０番は、私の担当ですので私から説明します。
１番委員 (坂本隆司君)	５ページをご覧ください。 ２番から４番まで、転借人が同じですので、続けて説明いたします。 農用地利用集積等促進計画の２番について、説明いたします。 貸人、転貸人、転借人は記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも畑です。 面積は、１，０９４㎡。 始期終期は、令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日までの１０年間です。 利用目的は、野菜。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 転借人は新規就農で、５年目くらいでしょうか。 申請地は、９ページをご覧ください。 これも新規ではなく、５年前に利用権設定をされて期限が切れて、中間管理機構の取り扱いで新規になっています。 もともと荒れていた所で、３年前から畑になり、去年からソラマメを作っています。 その前は、スイートコーン等を作っておられました。 非常に頑張っておられます。 貸人は、食の事業をされているので、農業はされません。 続きまして、３番の説明いたします。 貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも畑です。 面積は、１，４３５㎡。 始期終期は、令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日までの１０年間です。 利用目的は、野菜。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 申請地は、同じく９ページをご覧ください。 ここも前から利用権設定で借りていて、５年間の期限が切れて、新規で農地中間管理機構の取扱いで借りられます。

	ここは殆どが野菜で、市場や道の駅に野菜を納めています。 続きまして、4番。 貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも畑です。 面積は、453㎡です。 始期終期は、令和8年11月1日から令和18年10月31日までの10年間です。 利用目的は、野菜。 借賃は、全体で10,000円です。 利用権の種類は、賃借権です。 9ページをご覧ください。 ここは、殆ど下のほうも借りていますので、まとまった土地になっています。 借人も、経営面積が12,000㎡で規模拡大をしながら進めています。 先月も利用権が出ていましたが、非常に頑張っておられます。 よって、農地中間管理事業推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。 続きまして、5番から10番、ここも転借人が同じです。 8番と9番が取り下げになっています。 5番、貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目、台帳現況とも畑です。 面積は、2,660㎡。 始期終期は、令和8年11月1日から令和18年10月31日までの10年間です。 利用目的は、野菜。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用賃借権です。 転借人のほうは、新規就農で、規模拡大されています。 ここも利用権の再設定ですが、農地中間管理事業に変わりましたので、新規になっています。 申請地は、10ページをご覧ください。 ここは、基盤整備が進んでいるので、道から川までが一枚になっています。 ここも利用権の再設定になっていますが、一枚だけが畑になっていて、サトイモや焼酎芋等を作りましたが、出来なかったのが、今は玉葱だけを作っています。 手前の下のほうは田で、ここも借りていて頑張っておられます。 6番です。 貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目、台帳現況とも畑です。 面積は、818㎡。 始期終期は、令和8年11月1日から令和18年10月31日ま
--	---

での期間10年。

利用目的は、果樹。

借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。

申請地は、11ページをご覧ください。

ここも荒れていて、畑には戻せないような状況なので、果樹、梅等を植える計画です。

この道の下に、農林水産課から箱わなを2つかけてもらい、8月に2週間で18頭入り、最終的には19頭入りました。

続きまして、7番の説明をいたします。

貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりです。

土地の所在が、記載のとおりで、4筆あります。

地目、台帳が田で、現況は畑です。

面積は、4筆合わせて2,206㎡。

始期終期は、令和8年11月1日から令和13年10月31日までの期間5年。

利用目的は、野菜。

利用権の種類は、使用貸借権です。

申請地は、12ページをご覧ください。

この土地は、以前、向かいの人が玉葱を作っていましたが、やめられて、その後を引き受ける事になりました。

続きまして10番。

貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりで、2筆あります。

地目、台帳現況とも田です。

面積は、2筆で1,208㎡。

始期終期は、令和8年11月1日から令和16年10月31日。

これは、田の後の裏作になります。

この土地は、2年前から借りて、玉葱を作っていましたが、今回申請することになりました。

借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。

14ページをご覧ください。

隣接地も、玉葱の苗床として借りていますので、この一帯は殆ど、借りてしまうのかなと。

周りの耕作者が高齢になってきて、町の中で草を生やすわけにもいきませんので、転借人が引き受けてくれると思います。

今、畑の耕作していない所は荒れていますが、ちょうど水稻のドローン防除の受託作業に入っていたので出来ませんでした。しかし、昨日、玉葱の苗を発注し、今から草払いを行いますので、非常に頑張っています。

きょうだいでやっていて、転借人の弟がドローンの操縦等も上手にやっていますので、水俣の畑作農業のリーダー的存在ですので、頼もしく育ってくれたかなと思っています。

前年も玉葱を、90t出していますので、水俣でも玉葱が得意なかなと思っています。

農地中間管理事業推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 8 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は承認してよろしいですか。 また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 8 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第 3 回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第 7 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員